

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年1月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年1月15日から同年2月4日まで縦覧に供する。

令和3年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) セビ池地区	坂出市建設経済部 産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水機改修事業) 四手池下地区	〃